

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託をいたしました議第29号 市道の認定について、議第30号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第31号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第32号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、請願第1号 下田市公共工事の発注に関する請願、以上5件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、岸山久志君の報告を求めます。

岸山久志産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） 産業厚生常任委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1．議案の名称。

1) 議第29号 市道の認定について。

2) 議第31号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

3) 議第32号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

2．審査の経過。

6月27日の1日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、井出建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第29号 市道の認定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第31号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第32号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

議長(大黒孝行君) 産業厚生常任委員長は自席へお戻りください。

次に、議第29号については沢登英信君から会議規則第98条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出をされております。

少数意見者の報告を求めます。

7番。

[7番 沢登英信君登壇]

7番(沢登英信君) おはようございます。

6月27日の産業厚生常任委員会におきまして留保しました少数意見を次のとおり、会議規則98条第2項の規定により報告をいたします。報告者、沢登英信です。議長あての少数意見の報告となっております。

議案番号、議第29号 市道の認定についてでございます。

この件につきましては、当局より静岡メディカルアライアンス建設に伴う信号機の設置について、市道認定をしたいという内容の議案でありました。協議しておりますのは警察署であります。下田警察署との協議の中では、私道では車両等の信号機の設置は難しい、私の敷地内では信号機の設置が困難だと、歩行者用なら実現ができると、既に設置されていると。

県内の状況では、私の敷地内に車両用の信号機をつけるということではできないので、市道認定をしてほしい。警察の協議の中で、こういう方向が打ち出されたということでございます。

それで、意見の要旨でございますが、お手元の資料をごらんになっていただきたいと思います。

ます。

新病院の出入口は、国道136号線沿いの変形5差路となるものであります。しかも、大カーブの頂点で見通しの悪いところであり、交差点として道路改良をしなければ、新病院の出入口として利用するには全く不都合なところであります。

また、国道136号の歩道も狭いまま、国道の右折レーンもない状態で実施をしようというわけであります。

ところが、このような根本的な道路改良を行わず、信号機を設置するだけで済ませようとする内容となっているものであります。

そもそも、道路や出入口がないまま建物を建てるということは、考えられないことではないでしょうか。

市道を認定しますと、その管理は下田市の責任となりますので、事故が起こらないよう万全な対策を講ずることが必要であります。このような問題点の解決を図らず、共立湊病院組合へ一方的に協力しようとする議第29号の市道認定は、歩行者や車両通行者にとって大変危険な市道となるものであります。

よって、議第29号 市道認定につきましては、認定すべきものではないと判断をするものであります。

なお、皆さん、この136号線はご案内のように、駅前に信号機があり、そして敷根道路のところに信号機があり、トンネルを過ぎますと岩下6丁目に行く信号機があり、さらにこの病院のところに信号機があると、こういう形になるわけであります。観光地下田にとりまして、観光用の大型バスはどこを通るのか、このバイパスを通過して下田臨港線、資料館の前、小学校の前の道路に入っていく、この道しかないわけであります。

現在におきまして、朝のラッシュ時におきましては、この交差点からトンネル過ぎまで渋滞をするという事態が考えられるわけであります。お祭りの時期や夏場の観光時期、このような形でいいはずがないと思うわけであります。

しかも、歩行者と車が一緒にこの入口から入っていくという形態になっております。救急車のみが消防署の交差点の前を通過して裏から入っていく、救急車が入っていくという形態になっているわけであります。

当然、歩行者の安全を考え、荒木医院さんの前にはバス停があるわけですので、横断歩道といいますが、陸橋を通過して旧南高の入口もそのままあるわけですので、歩行者はこちらを通過すると、このような安全対策が当然必要であろうかと思っております。それらのものも全く議論が

されないまま、この市道認定をしようという、こういう経過になっているわけであります。そういう市民の交通の安全上、病院という設置されれば20年、30年そこで市民の健康や安全を確保する、こういう施設であります。十分な検討が必要であり、不十分なこの検討は、この議会において認定すべきものでないことは明らかであると思うわけであります。

以上、少数意見を述べさせていただきました。

議長（大黒孝行君） 少数意見者は、自席へお戻りください。

産業厚生常任委員長、登壇を願います。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

議長（大黒孝行君） それでは、産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

14番。

14番（大川敏雄君） ご苦労さまです。2点ほど質問させていただきたいと思っております。

今回、提出された略図を見ますと、特に下田駅から吉佐美方面の、この病院の中にいずれ入る場合に、夏場等を考えますと大変渋滞するのかなと、こう推測するわけでありますが、この点について信号機を設置するということに対応しているわけでありますが、委員会としてはどういう審議をしたかお尋ねしたいと思っております。

もう1点は、確かに全体的な改良ができれば一番理想的なんですけれども、当然この種の件については管理者である県と協議もしていると思っております。ですから、将来等含めまして、県の見解はどのような見解をお持ちなのか、参考までにお尋ねしたいと思っております。

議長（大黒孝行君） 産業厚生委員長。

産業厚生常任委員長（岸山久志君） 下田駅のほうから来た、当然交通渋滞が予測されるということも審議されました。それにつきましては、完全な右折レーンではないですが、右折帯みたいな形をつくって対応するというものであります。

それで、国道全体の改良は非常に難しいので、将来的にはありますが、縦貫道のアクセスの形で、そのときには大幅な改良を目指していると、県もそのときベストの改良をするというような当局の意見でございました。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 国保会計の審議の中で、基金1億3,000万円を取り崩したことが条例違反であるなしについての質疑があったというようなことをお聞きしたんですが、質疑があったかどうかをお尋ねします。

産業厚生常任委員長（岸山久志君） それについての質疑はございました。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 基金からの1億3,000万円の取り崩しは、明らかな条例違反であります。当局は条例第3号、医療費の支払い財源の確保が著しく困難となったときと書いてあります。困難となったときであります。平成23年度の国保の医療費の支払い財源が困難になったかどうかは、23年3月の予算編成時においてはあり得ません。これを適用するのであれば、この条文は医療費の支払い財源の確保が著しく困難と見込まれるときであれば、予算編成時において取り崩すこともあるいは可能であったでしょう。しかし、この文面を読む限り、困難となったときでありますから、その意味において全く1つは3号には該当しない。

いまひとつはですね、この財源不足のなぜ起きたか、私の質問は基金の取り崩し1億3,000万はどういう理由で行ったのか、これに対する当局の答弁は、主として平成21年度の前期高齢者交付金の確定精算に伴い、国に対して1億2,600万円を払わなきゃならなかったと、これが主たる要因で取り崩したと言っている。

しかし、国のもらい過ぎになっていた精算をする、その支払いをするためであれば、当然条例にその項目がない以上、条例違反になるわけです。条例違反を指摘された当局は、慌て取ってつけたように医療費の支払い財源の確保が著しく困難となったときだという。

しかし、先ほど申し上げたように、1つはなったときでありますから、予算編成時にはなかったときではない、なることが見込まれるときであります。

そして、23年度の前期高齢者交付金の額は、概算額で6億8,200万円であります。つまり、実際に入金した5億5,000万円プラス天引きされた1億2,600万円、これを足した6億8,200万円が23年度の前期高齢者交付金の総額であります。そして、その総額が入ってくれば、基金の取り崩しは必要ないわけであります。歳入の額としては十分であります、6億8,000万とすれば。

しかしながら、21年度の概算払いの確定申告制をやったら、1億2,600万払い過ぎたから、下田市さん返してくださいと、下田市は国に返さなければならない。この支払いが起きたから、基金を取り崩したんであります。

基金を取り崩した理由は、当初当局が答弁したとおり、21年度の前期高齢者交付金で確定精算のため1億2,600万円を国に払わなきゃならないから崩したんであります。その理由では、基金は取り崩せないわけであります。ここは一般会計から繰り出すしかなかったわけあります。正しい措置としては一般会計から繰り出す、これが正しい措置であります。こう

いった説明がなされたかどうかをお尋ねします。

産業厚生常任委員長（岸山久志君） 今回の審議の中では、本会計についての基金取り崩しの形は細かくはありませんでした。一言で終わりましたけれども、この国保会計は交付金の見込み額が予定より少な過ぎて、そのために基金を取り崩さなければならなかったと、その一言の当局の答弁でございました。それ以上の形の討論につきましては、今回はございませんでした。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

これをもって産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員長は自席にお戻りください。

次に、沢登英信君の登壇を願います。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

議長（大黒孝行君） 次に、議第29号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 沢登議員から、こういう意見が出てくるのは想像していたとおりであります。これまでの沢登議員の活動を見れば、何としても組合の病院構想をつぶしたい、新病院のオープンを阻止したいと、こういう活動をなされてきたわけでありますから、今回もそういう趣旨であろうというふうに推測をするわけでありますが、その点の確認を若干したいと。

市道の認定が行われようといわれまいと、現在、南高跡地で建設されている病院は建設がそのまま進みます。恐らく、来年の3月ぐらいには竣工、引き渡しになり、来年5月には開院、オープンの運びとなるでしょう。そして、敷地が国道と面しておりますから、その敷地から国道へ出ることは可能であります。

しかしながら、交通量、病院の車の量を考えれば、それに簡易型信号だけでは大変危険になってしまう。そういう危険な状態のまま、病院の運営がいいのか悪いのか、こういう議論になるわけです。

沢登意見であるように、信号を取りつけない、抜本的な解決をすると、こういうことであれば、当然来年5月のオープンはできない。もし、強行すれば、大変交差点のところが危険

な状態になるわけでありませぬ。

したがいまして、沢登さんの考え方としては、これは5月のオープンはすべきではないと、抜本的改良ができるまで、何年後になるかわかりませぬが、病院はオープンすべきではない、こういうお考えなのか。しかし、病院はオープンしてもいいけれども、抜本的な解決できなければ、信号ないまま危険でもいいから出入りしると、こういうお考えなのかをお尋ねします。

7番（沢登英信君） 大変うがった質問でありまして、半分答弁したくないなと、こんな思いもするわけです。真剣に、市民の交通、命の安全を守る、こういう観点にぜひとも立っていただきたい。

病院の前で、下田市で一番交通事故が起こるところだと、死亡事故が起きたと、こんなことがあっていいのかと、いいはずがないと思うわけです。なぜなら、救急車は消防署の前の信号機のところを通過して、裏から入るんだと、こういう措置がとられているわけです。今の前のほうの臨港線の突き当たってくるところではない、そういう措置がとられています。

そうだとすれば、当然、歩行者については45センチぐらいしかないような、しかも側溝の上が歩道になっているようなところを通過して、あの入口から入っていきなさいと。これでいいんだというような結論がどうして出てくるんです。

南高校の入口が、生徒さんが通った入口があるわけです、川を渡って入り口が。そういうものを当然利用するということは、考えなければならぬことではないですか、安全のために。車道と歩道を分ける、道路を考えるとときの基本的な概念、それらのものをすべてほっぽかしてしまってますね、一番危険なところから入ればいいんだと、信号機をつければ、それですべて解決できるんだと、信号機をつけるためには市道の認定が必要だと、私有地の中に市道の認定なんていうことは基本的にあり得ないことでしょう、今までかつて。下田市の認定の中で、そんなケースがありましたか。

そんなずさんな計画でしかないこの計画は、きっちりと見直し、市民の財産、生命を守り、観光地としても、この旧町のあり方、交通体系がどうあるべきかということの議論をしてくださいということを行っているんです。そういう議論がされていないでしょう。審議会の中で当局から出されてきましたのは、警察署と信号機をどうしたらつけることができるかの議論はしました。市民の安全や歩行者の安全のことについて、こうこうですよというような議論は、答弁は一言も僕の観点からいいませぬと、出てきておりませぬ。

以上です。

議長（大黒孝行君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 答弁したくないという言葉どおり、答弁をいただけなかったわけですが、まずこの市道の認定は、まず病院の出入口のところの安全を確保するためには、信号機がどうしても必要であると。そして、信号機を取りつけるためには、私有地のままでできないので、これは警察、公安委員会を含めた協議の中で、市民の安全を守るために最良の方法であろうということで、市道の認定が提案されたわけであります。

最初の質問にあったとおり、何としても病院のオープンを阻止したい、この1点のために市道の認定に反対をされる、そうとしか考えられない。

救急車につきましては、ご承知のとおり必ずしも信号を守らない場合がある。命がかかっているのに、赤信号でも救急車は入るわけですから、交差点に。しかし、それでは危険なので、救急車については交差点ではなく、消防署のところから入って、安全性を確保しようという安全性の確保のためであります。

かつて、南高のところで生徒が登校、下校に使っておいた橋についてであります。委員会でここは封鎖されると、使えなくなると、こういう審議がなされたかのようなご発言でありましたが、恐らくそういう委員会審議はなかったのではないかとこのように拝察します。というのは、ここは私の聞いている範囲では、歩行者はここを歩いて敷地内に入ることが可能であると、その後変更がなければ、そういうことになっておるはずであります。取ってつけたような理屈を並べて、何としても病院のオープンを阻止したい。少なくとも、この少数意見の本旨としては、病院はオープンすべきではないと、こういうことではないんですか。

7番（沢登英信君） 2度目の答弁になりますけれども、そんな伊藤さんが言っているようなちやちな考えで言っているわけではありません。

この入口ができなければ、オープンできないというようなことでは言っているわけではなくて、常識的に考えてあそこの入口が大変危険なところだということ、この認識が多くの人にあると思います。市民に聞いても、このままでいいのかという意見が返ってくるわけです。

伊藤さんが言うように、信号機さえつけられれば安全で事故は起こりません、渋滞も起こりません、こんな返事は市民から返ってこないです、残念ながら。伊藤さんのほうが偏った見解ではないかと私は思うわけです。

そういう状態の中で、これをどう解決するかということをはっきり、全く時間がないわけではないので、検討し直すべきだということをはっきり言っているわけです。

既に、下田臨港線はご案内のように県土木で拡幅工事が始まっていますよね。伊藤さんも

ご承知のように、南高の前のところまで拡幅していこうというような計画になっていようか
と思います。そういう状態の中で、これが変形5差路ですよ、変形5差路のこの大変危険な
ところを全く改良もせずに、右折レーンもつくらずに、信号機さえつけばいいんだと、こ
ういうことでは議員として本当に市民の生命、財産、交通事故が起きないような姿勢をとっ
ているのかということが逆に疑われるんじゃないですか。

ですから、そういう意味では病院管理者の皆さんに、きっちり検討していただく。市も、
きっちり検討していただくということが必要ではないんですか。5月の病院開院を阻止する
ためにやっているんだなんていう理解は、伊藤さんの勝手な理解で、解釈だと。だから答え
たくないんだと、こういうことでございます。

ですから、そのほかの市民が心配していることについては答えさせていただきます。

ですから、今言ったように1つの提案だって、それが最良のものだとは言いませんけれど
も、そういう検討なしに9月までに間に合わせなきゃならないから、6月の議会で認定する
んだと、こういうことではいかなものかと、もう少しきっちり検討し直していただく必要
があるんじゃないかと。検討した結果、それしかないというんならともかくも、委員会の中
での議論の中では、県の公安委員会の本部に上げるために、この議会で出さなきゃならな
いんだと、9月ぐらいではちょっと遅くなるかもしれんと、こういうことであつたわけです。

ですから、一般論として考えても、右折レーンがなければ、この下田のほうからの右折は
しないと、直進と吉佐美のほうからだけ入ってくるとか、一方通行といいますか、そういう
交通規制も当然しなきゃならないような状態だと思うんです。そういうことさえも議論がさ
れずに、ただ市道の認定だと、こういう交通安全や下田市の観光地としての旧町をどうい
う交通体系にしていくかということに大きくかかわるポイントのところだと、残念ながらあそ
この場所は。

したがって、そういうものの検討なくして、ただ市道の認定をすればいいというのは、ま
ずいんではないかと、こういう見解でございます。

3番（伊藤英雄君） 答弁いただけないんで、終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席にお戻りください。

次に、総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4 番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） おはようございます。

総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので、報告いたします。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第30号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第31号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）
- 3) 請願第1号 下田市公共工事の発注に関する請願。

2．審査の経過。

6月27日、28日の2日間、第1委員会室において、議案の審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、滝内企画財政課長、鈴木総務課長、前田税務課長、峯岸市民課長、原福祉事務所長、名高学校教育課長、土屋議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取し、また請願第1号の審査に当たっては、参考人として請願者より下田市建設業組合組合長、河津直行氏、静岡県東部電気工事協同組合下田支部長、渡辺芳紀氏、下田市指定水道工事人協同組合組合長、菊地信夫氏の出席を求め、さらに市当局より渡辺副市長の出席を求め、参考意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりであります。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第30号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第31号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 請願第1号 下田市公共事業の発注に関する請願。

決定、採択。

理由、願意妥当なものとして認めた。

請願に対する委員会の意見を申し上げます。

請願者の願意は妥当なものであると認めた。請願者の説明によれば、下田市が大型工事等の発注に当たり、予算の執行に留意しつつ、過度なダンピング防止対策を講じ、適正な競争を行い、より多くの伊豆地域の業者が工事に参加できるようにというものであった。

以上です。

議長（大黒孝行君） ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第29号 市道の認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

8番。

〔8番 藤井六一君登壇〕

8番（藤井六一君） 議第29号 市道の認定について、この議案については私は反対をいたします。

ただいま少数意見の報告に対しての議論の中で、病院建設に反対するから道路をつくらないんだとか、何か非常に次元の低い議論がありました。私は、そんな低い次元で、このことについて反対をするつもりではございません。

反対の理由については、少数意見の中で私もその少数意見の賛成者ということで、報告の中で私の意図するところをるる述べてくれておりますので、重複しますので、私は少しその点省略をしたいと思いますけれども、なぜ異議を申すのかということは、この議案の審査に当たりまして、まず現場の視察をいたしました。病院の入口に当たる部分、確かに白線で線が引いてありました。ここが道路の予定地なんだなということはわかりました。

しかし、私どもがこの審査を求められているのは、道路の認定でございます。どこに道路があるんですか。道路はないんです、まだ。

ここに白線を引いた、ここに恐らく道路ができるんだろということであろうかと思えます。しかし、そのできるであろう道路予定地、右左、どのような形で歩道につながるのでしょうか。30センチか40センチしかないような歩道、私がかその場所に立って、その現場視察のときに説明を聞いていたら、危ないからこっちへ来なさいよと、説明を聞くのに危ないよう

なところが歩道なんですよ。

そういうような状況の中で、ここに市道ができるんですよという説明を聞いただけで、それを道路として認定するということが果たしてどういうものだろうか。変則5差路の危険性について、先ほどの報告書の中で沢登議員が語る述べておられましたので、私は省略いたしますけれども、非常に危険な場所であります。その危険なところ、その危険をどうやって除去するかというような部分についての審査、議論は全然ありません。

そういう状況の中で、安易にこの議案に賛成をすることはできません。そういう観点から、私はこの議案に対して反対をいたします。

議長（大黒孝行君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番。

〔2番 小泉孝敬君登壇〕

2番（小泉孝敬君） 議第29号 市道の認定についてであります。27日月曜日、10時過ぎに現地を視察し、当局の説明を受けました。その後、委員会室において討議、審査した結果、私は当局の申請箇所は市道としての位置づけ、特に昨今右折に車両について十分注意しなければならない、これは全国的な交通のルールであろうかと思えます。

特に、右折車両の出入りについては、安全を考えた場合、私が思うに信号による指示で運転行動を行うのがベストと考えます。なぜならば、市役所の前、河内のハンディでの出るところの右折等、市内の各箇所の右折の場合を考えた場合、信号機の近くによる右折等は非常に危険であると私は考えます。むしろ、交差点において信号の指示によって右折なり、直線なりをしていくのがベストであろうと考えます。

そういった理由をもとに、安全確保のため、現在の市道としての認定が必要と判断し、本件について賛成といたします。

以上、終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第29号 市道の認定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第30号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第30号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第31号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第31号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第32号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第32号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、請願第1号 下田市公共工事の発注に関する請願を討論に付します。

まず、請願に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、請願第1号 下田市公共工事の発注に関する請願は、委員長の報告どおりこれを採択に決定いたしました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付をしております議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成23年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

議長（大黒孝行君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成23年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、各派代表者会議を開催をいたしますので、代表者の方は第1委員会室へお集まりをください。

午前10時48分閉会